

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- | | |
|-----------|----------------------------------|
| 1 件 名 | 草木ダム微量PCB廃棄物収集運搬処理業務(オープンカウンタ方式) |
| 2 業 務 場 所 | 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所 |
| 3 業 務 期 間 | 契 約 締 結 の 翌 日 から 90日間 |
| 4 内 容 等 | 別添、仕様書等のとおり |

上記について、下記により見積合わせを行いますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- | | |
|--|--|
| 1 現 場 説 明 | 実施しません。 |
| 2 見積参加要件 | 微量PCB廃棄物処理に必要な認定を受けていること。なお、当機構における一般競争参加資格業者である必要はありません。 |
| 3 見 積 書 等 | |
| 1) 様 式 等 | 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印章が押印されたものに限りします。 |
| 2) 提 出 方 法 | 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに抛りがたい場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達記録が残る方法に限る。)による。 |
| 3) 見 積 書 提 出 期 限 | 令和7年6月20日 12:00 まで |
| 4) 提 出 先 | 独立行政法人水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課
電子メール:nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号:0277-97-3300 |
| 5) 質 問 書 提 出 期 限 | 令和7年6月16日 12:00 まで |
| 6) 見 積 回 数 | 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、見積書を提出した者あてに改めて連絡するものとし、再度の見積提出の期限は令和7年6月21日 12:00までとします。 |
| 7) そ の 他 | ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。 |
| 4 見 積 辞 退 | 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。 |
| 5 見 積 結 果 | 見積結果については、契約の相手方として決定した者に対してのみ、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。 |
| 6 そ の 他 | |
| 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。 | |
| 2) 請負代金の支払いについては、 <u>履行確認後(納品確認後)の一括支払となります。</u> | |
| 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。 | |

草木ダム微量 PCB 廃棄物収集運搬処理業務

仕様書

令和 7 年 6 月

独立行政法人水資源機構
渡良瀬川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適 用

この仕様書は、「草木ダム微量 PCB 廃棄物収集運搬処理業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

第2節 業務場所

群馬県みどり市東町座間 5 6 4 番地 6 渡良瀬川ダム総合管理所

第3節 業務内容

本業務は、独立行政法人水資源機構が保管している微量 PCB 廃棄物について、関連法令等を遵守し適正に収集・運搬・処理するものである。

微量 PCB 廃棄物等の収集運搬処理(収納容器含む) 1 式

第4節 業務期間

契約締結の翌日から 9 0 日間とする。

第5節 業務数量

対象の微量 PCB 廃棄物については別紙のとおりである。

第6節 通知事項等

1. 受注者は、業務における業務管理責任者を定め、発注者に通知するものとする。また、収集運搬方法(運搬経路)、処理手順等について、発注者に着手前に通知するものとする。
2. 発注者は、業務における担当職員を定め、受注者に通知するものとする。

第7節 提出書類

提出書類名	部数	提出期限	摘要
処理報告書	1 部	処理終了後速やかに	マニフェスト、業務写真

第8節 官公庁等への手続き等

本業務の実施に伴い必要となる関係官公庁との事前協議等に必要な手続きの費用は、各機器の処分費等を含むものとする。

第9節 安全対策

受注者は、本業務実施に当たり、漏油対策等必要な安全対策を行うものとする。

第10節 疑義等

設計図書に明記されていない事項、又は、設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに監督員と協議するものとする。

第2章 収集運搬業務

第1節 関係法令遵守

本業務の履行にあたっては、次の関係法令等遵守するものとする。

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
2. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別処置法
3. 低濃度 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン
※環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和元年 12 月
4. 搬出困難な微量 PCB 汚染廃電気機器等の設置場所における解体・切断方法
※環境書大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部 平成 27 年 1 月
5. 低濃度 PCB 廃棄物の処理に関するガイドライン -焼却処理編-
※環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課 令和 2 年 10 月改訂
6. その他関係法令等

第2節 収集運搬

1. 収集場所(保管場所)
群馬県みどり市東町座間 5 6 4 番地 6 渡良瀬川ダム総合管理所
2. 収集概要
(1) 別紙に示す微量 PCB 廃棄物について、建屋内から搬出を行うものとする。
(2) 建屋内には天井クレーン等の運搬機械が無いので、微量 PCB 廃棄物の搬出は人力にて実施するものとする。管理所内の搬出経路等については別図に示すとおり。
3. 運搬
微量 PCB 廃棄物について、第 1 節に示す関係法令・ガイドラインに基づき認定を受けた処分場に運搬するものとする。
4. マニフェスト
業務期間内にマニフェスト D 票までを提出するものとする。

第3節 処理場所

第 1 節に示す関係法令に基づき認定を受けた処分場にて処理するものとする。

第4節 収集運搬処理対象機器の仕様

別紙のとおり。

以上

別紙

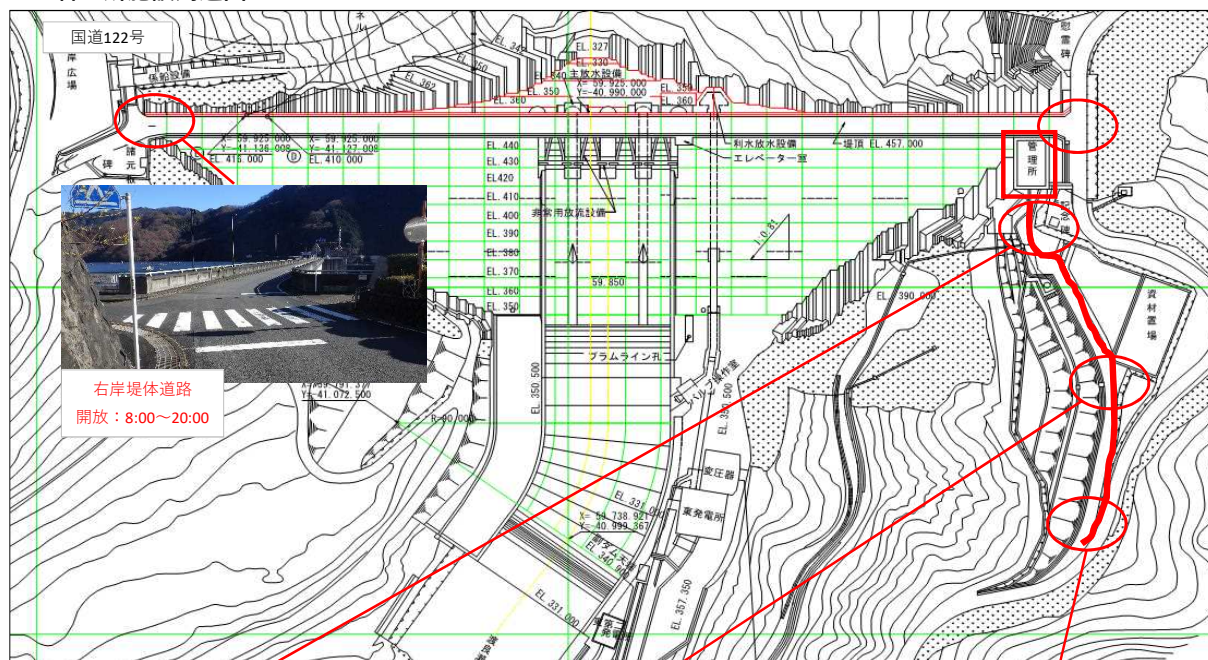
絶縁油処理又は 廃棄する機器の名称		廃棄対象の形式等						
		製造者名	型式	製造番号	製造年月	定格容量 kVA	総重量 kg	備考
1	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441750AC2	不明	1999年	4.5/5.5kvar	2	
2	コンデンサ	ニチコン(株)	BB461120KC1	不明	1999年	10/12kvar	4	
3	コンデンサ	ニチコン(株)	BB461190KC1	不明	1999年	15/18kvar	7	
4	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441750AC2	不明	1997年	4.5/5.5kvar	1.5	
5	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441750AC2	不明	1997年	75 μ F	1.5	
6	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441750AC2	不明	1997年	75 μ F	1.5	
7	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441750AC2	不明	1997年	75 μ F	1.5	
8	コンデンサ	ニチコン(株)	BB441100AC1	不明	1997年	10 μ F	1	
9	コンデンサ	ニチコン(株)	NP-829	4658	1976年	40 μ F	0.622	
10	コンデンサ	ニチコン(株)	NP-829	5875	1974年	40 μ F	0.622	
11	コンデンサ	日本ケミコン	不明	036405E	昭和50年頃	1 μ F	0.013	
12	コンデンサ	不明	不明	不明	昭和50年頃	185 μ F	0.108	
13	コンデンサ	不明	不明	IN161	不明	150 μ F	0.058	



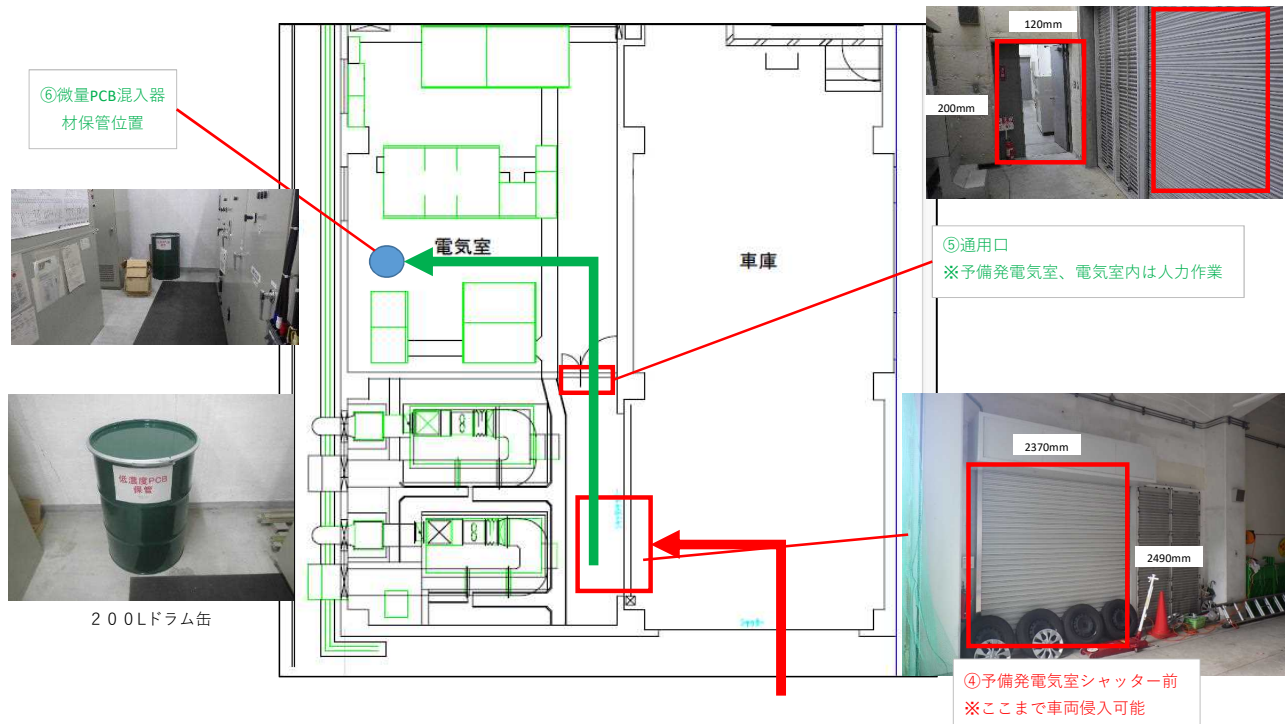
保管容器内状況

別図

管理所施設周辺図



管理所 1F 平面図



令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職

渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所

会 社 名

代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年6月10日に交付された「草木ダム微量PCB廃棄物収集運搬処理業務」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
 ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$
 $127 \div 2 = 63 \text{ 余り } 1$
 ・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、△△組が契約の相手方となる。

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$
 $128 \div 3 = 42 \text{ 余り } 2$
 ・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、◎◎工業が契約の相手方となる。